

生徒の皆さん

大阪府高等学校進路指導研究会
大阪私立高等学校進路指導研究会

「近畿高等学校統一用紙」等の作成とその取り組みについて （「就職受験報告書」作成に関するお願い）

かつて、各事業所は、新規高等学校（特別支援学校の高等部を含む）卒業予定者の採用選考にあたり、独自の様式による応募書類、いわゆる「社用紙」の提出を求めています。

しかし、この「社用紙」には、国の同和対策審議会の答申で「同和問題は国民的課題として早急に解消すべきである」と指摘されている就職差別を温存助長する項目、例えば、家族関係（両親がいない場合の理由等を含む）、家族の学歴・職業、住居状況（自宅付近の略図）、家庭の資産、尊敬する人物、生活信条、宗教、思想、支持政党などが数多く含まれていました。

また、「私の生い立ち」、「私の家族」、「父を語る」の課題で作文を書かせたり、戸籍謄（抄）本の提出を求め、本籍の調査などを行っていました。

これらは、すべての国民に基本的人権の享有を保障したわが国の憲法の理念に著しく反するものであり、自分自身の能力・責任や適性・意欲に関係のない採用選考によって、同和地区出身生徒や在日外国人生徒など多くの生徒が苦しんできました。

そこで、このような就職差別を生み出す「社用紙」の提出などを撤廃させるため、大阪府内の公私立高等学校の各進路指導研究会が、大阪労働局、大阪府労働部（現在の大阪府商工労働部）、大阪府教育委員会、大阪市教育委員会、大阪府生活文化部（大阪府府民文化部）及び同和教育を推進する諸団体などの協力を得て、統一用紙を作成しました。

その直後、同じ問題で苦しんでいた近畿地方の他府県が大阪府の動きに同調し、近畿2府4県の各進路指導研究会の代表者が協議を重ね、1971（昭和46）年2月に近畿高等学校進路指導連絡協議会の名のもとに、就職用応募書類として「近畿高等学校統一用紙」を作成しました。

さらに、大阪府においては、採用選考時における「近畿高等学校統一用紙」の趣旨に反した問題事象を把握するとともに、進路情報を収集するために、1971（昭和46）年度に「就職受験報告書」を作成しました。

「就職受験報告書」により把握された「近畿高等学校統一用紙」の趣旨に著しく反した採用選考を行った事業所数は、昭和46年から激減し、ここ5年は皆無となっています。このことは、皆さんの先輩が提出してくれた報告書の大きな成果と言えるものであり、これからもしっかりとした報告書を作成していく必要があることを示しています。

このほか、1996（平成8）年度から、「近畿高等学校統一用紙」の「履歴書・身上書」が「履歴書」と改称されるとともに、「本籍」、「家族」、「保護者の年齢」、「続柄」欄が削除されるなどの改訂が行われました。

1999（平成11）年には、「改正男女雇用機会均等法」が施行され、男女別の求人ができなくなりました。

さらに、保護者についての違反質問が多いことから、2005（平成17）年度から「履歴書」の「保護者」欄が削除されています。また、2016（平成28）年度からは、押印欄を、そして、2020（令和2）年度からは、性別欄も削除されました。

このように、公正な採用選考に向けて、さまざまな面で改善されつつありますが、採用選考の受験にあたっては、「近畿高等学校統一用紙」や「就職受験報告書」などが作成された経緯や趣旨を十分に理解し、どのような差別も許さぬ態度で臨むことが大切です。特に、平成21年度は「近畿高等学校統一用紙」以外の書類への記入を求められるという事例がありました。

このようなことをなくしていくためには、「就職受験報告書」が公正な採用選考の実現に向け、重要な役割を果たしていることを認識し、受験後すぐ、正確にありのままを「就職受験報告書」に記入し、提出することが今後の公正な採用選考を維持し、後輩達を就職差別から守る大切な取り組みだということを理解し、実行してくれることを期待しています。

2022（令和4）年4月1日より大阪市立高等学校の大阪府への移管に伴い大阪府高等学校進路指導研究会、大阪府私立高等学校進路指導研究会の各役員で構成される。